

宮城県公報

行 城 宮
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	一	(子ども・家庭支援課)
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	一	(建築宅地課)
○知事指定薬物の指定	五	(薬務課)
○海岸保全区域の指定	五	(水産業基盤整備課)
○海岸保全区域の変更(二件)	六	(同)
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(二件)	七	(同)
○保安林の指定の解除の予定	七	(森林整備課)
○建設業許可の取消し	八	(事業管理課)
○所在地を確知できない建設業者の申出	八	(同)
○道路の区域変更	八	(道路課)
○道路の供用開始	九	(同)
○都市計画事業の事業計画変更の認可	九	(都市計画課)
○建築士法第四条第四項第三号の規定により同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定	九	(建築宅地課)
○建築士法第十五条第二号の規定により同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定	一〇	(同)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	一一	(食と暮らしの安全推進課)

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「第二号から第八号まで」を「次」に改め、同項第一号中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)に、「又は」を「を」をいう。以下この号において同じ。又は準耐火建築物(「に、「同号口」を「をいい、同号口」に改め、「除く。」の下に「保育室等を三階以上に設ける建築物」にあつては、耐火建築物)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第四条第三項の規定により

二級建築士又は木造建築士(以下これらを「建築士」という。)の免許を受けようとする者は、木

造建築士免許申請書(様式第一号)に次に掲げる書類(その書類を得られない正当な理由がある場

合においては、これに代わる適当な書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、

第十四条第一項の規定により同項各号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条二項の規定によ

り当該書類を法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)

に提出した場合で、当該書類に記載された内容と二級建築士免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号から第六号までに掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する書類

四 法第四条第四項第三号に該当する者にあつては、知事が別に定める基準に適合することを証するに足る書類

五 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者にあつては、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

六 法第四条第四項第二号又は第四号に該当する者にあつては、実務経歴書（様式第一号の二）及び使用者その他これに準ずる者が当該実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書（様式第一号の三）

第一条第二項中「前項の場合において法第四条第三項」を「法第四条第五項」に、「前項の申請書」を「二級木造建築士免許申請書」に改め、「添え、」の下に「これを知事に」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の二級木造建築士免許申請書には、写真（申請前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとす。第四条及び第五条において同じ。）を貼付しなければならない。

第一条の二中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第九条の三第一項中「第一条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「規定中」の下に「（第一条第一項を除く。）を、「指定登録機関」と、」の下に「第一条第一項中「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、」を加える。

第九条の十二第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改める。

第十条第一項中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、「及び第二号」を削る。

第十二条第一項中「次項において同じ。」及び「その申請により、」を削り、「木造建築士試験」の下に「（以下この条において「学科合格試験」という。）を加え、「二回」を「四回の各々の試験のうち二回（学科合格試験の建築設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）」に改め、同条

第二項を削る。

第十四条第一項第一号中「、第二号」を削り、「第四号」を「第三号」に、「様式第八号」を「実務経歴書及び使用者その他これに準ずる者が当該実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書」に改め、同項第二号中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に、「証明する」を「証するに足る」に改め、同条第二項中「者は、」の下に「受験申込書に、前項各号に掲げる書類を添え、」を加える。

第二十三条第二項中「合格者一覧表」の下に「、第十四条第二項に規定する受験申込書並びに同条第一項各号に掲げる書類」を加える。

第二十六条中「条例」を「建築士法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十九号）」に改める。様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第1条関係)

(表面) 二級 建築士免許申請書

(注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 2 □のある欄は該当する□の中にし印をつけてください。
 3 数字は算用数字を用いてください。
 4 ※欄は記入しないでください。
 5 外国の建築士免許を受けた方は「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許年月日を記入してください。
 6 登録要件の欄は、登録申請区分に記載する項目に応じた欄のみ記載してください。

私は二級建築士の免許を受けたいので、建築士法施行細則第1条に規定する書類を添えて申請します。
 私は、下記の事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日
 宮城県知事 殿
 指定登録機関
 申請者氏名 印

氏名	生年月日	年 月 日	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
本籍地	都道府県	市区町村	写	真	
現住所	(〒)	(電話)	縦4.5cm、横3.5cm		
試験	二級木造 建築士試験に合格した時期	年	縦4.5cm、横3.5cm	号	
登録申請区分	合格通知書日付	年 月 日	合格通知書番号	第 号	
登録要件	1 学歴のみ <input type="checkbox"/>	2 学歴+実務 <input type="checkbox"/>	3 実務のみ <input type="checkbox"/>	4 建築設備士 <input type="checkbox"/>	5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>
	学歴	学 校 名 等	学部・学科名等	入学・卒業(修了)年月	年 月 年 月
建築実務試験の登録期間合計	資格	資格名称	資格を与えた者	資格番号	資格年月日

(裏面)

1 禁罰以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない
 あるときはその罪及び刑 年 月 日
 あるときはその刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日

2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある ない
 あるときはその罪及び刑 年 月 日
 あるときはその刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日

3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない
 あるときは、その日 年 月 日

4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない
 業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい いいえ

※登録番号	※登録年月日	年 月 日	※受付	年 月 日	印
※審査	免許手数料	合格者名簿	住民票照合	欠格審査	名簿登録
※経由記載欄					責任者(職氏名)

様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第一号の2 (第1条、第14条関係)

実務経歴書

私は、二級 建築士の 免許 を受けたので、建築実務の経歴を以下のとおり記載し、併せて使用者その他これに準ずる者が以下の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、以下の事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

宮城県知事 殿

氏 名 (署 名)

記

勤務先等		勤務先等		在職期間の合計	
勤務先 (部課名まで)	所在地 (番地まで)	年月～年月	年月数	年月～年月	年月数
在職期間		年月～年月	年月数	年月～年月	年月数
年月～年月	年月数	地位職名	建築実務の内容 (建築士法施行規則第一条の二)		
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計		
			年	月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	年月数
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	年月数
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	年月数
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等)					
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等)					

※登録機関記載欄

様式第1号の3 (第1条, 第14条関係)

実務経歴証明書

宮城県知事 殿

年 月 日

証明者

住所又は所在地

電話番号

免許申請者
受験申込者

との関係

印

下記の者が申請した、^二級建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違ないことを証明します。

記

1 免許申請者 氏名
受験申込者

2 建築実務経歴

建築実務経歴期間の合計:

年 月

建築実務の内容:

備考

- この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分の対象となり得ます。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行われた^二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正前の建築士法施行細則第一条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の^二級建築士試験のうちいずれかの^二級建築士試験の学科の試験に合格した者及び同日前に行われた直近二回の木造建築士試験のうちいずれかの木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第百三十二号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

- 化学名 (八R) ーアセチルN、Nジエチル六メチル九、十一ジデヒドロエルゴリンー八ーカルボキサミド及びその塩類(通称名:ALD-52、1-Acetyl LSD)
- 化学名 ー(一、三ーベンゾイオキソールー五ーイル)ーニ(フチルアミノ)ペンタンー一ーオン及びその塩類(通称名:NBUTYL PENTYLONE)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和二年二月二十九日

○宮城県告示第百三十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区
	三陸南沿	宿舞根漁海岸	
指定区域	次	次	次
	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域

○宮城県告示第百三十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第百六十九号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区
	三陸南沿	宿舞根漁海岸	
指定区域	次	次	次
	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域

○宮城県告示第百三十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百六十七号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区
	三陸南沿	宿舞根漁海岸	
指定区域	次	次	次
	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区
	三陸南沿	宿舞根漁海岸	
指定区域	次	次	次
	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点とを結んだ直線により囲まれた区域

指定理由の消滅
三 解除予定保安林の所在場所

一 名取市関上字東須賀二の一六・二の一七・二の二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和二年二月十九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 グリーンバンク株式会社 岩下 幸司	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 （宮城県知事許可） 般一二十八 第二万五千五十八号
栗原市築館字下宮野町浦百十二番地一		

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確認できず、令和二年一月十四日付け宮城県告示第二十四号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第百四十号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確認できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

令和二年二月二十八日

一 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名

株式会社アーク 齊藤 翔	主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区中野字出花西四十五番地 山慶ビル二百二	建設業許可番号 （宮城県知事許可） 般一 第二万九百五十六号
-----------------	---------------------------------------------	-----------------------------------------

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 〇二二二二一三一一六（直通）

○宮城県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 相馬亘理線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
亘理郡山元町坂元字二又一五番四九地 先から 同郡同町坂元字新代五番一地先まで	前	八・四	七六一・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	B	一二・五 六四・五	七〇三・七		
A		八・四 三四・六	七六一・五		

ては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発短期大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次の表の学校種別の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の指定科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校種別	修業年限	指定科目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校	二年	第七百四十九号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百四十九号告示第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。	零年
学校教育法による中等学校	二年	第七百五十号告示の第一号又は第二号に規定する科目	二年
学校教育法による中等学校又は義務教育学校	二年	第七百五十号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。	三年
学校教育法による中等学校	一年	第七百五十号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。	四年

（注）指定科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校種別の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の指定科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校種別	修業年限	指定科目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	三年	第七百四十九号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百四十九号告示第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。	一年
学校教育法による中等学校	一年	第七百五十号告示の第一号又は第二号に規定する科目	二年
学校教育法による中等学校又は義務教育学校	三年	第七百五十号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。	三年
学校教育法による中等学校	一年	第七百五十号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。	四年

（注）指定科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築設備士

五 平成二十年十一月二十八日以前に二級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関の課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を当該課程の種類に応じて定める建築に関する実務経験の年数に満たない年数しか有しない者で、同日以前の建築の実務に関する実務の経験年数と、同日以後の建築実務の経験年数を合わせて当該課程の種類に応じて定める年数以上を有することとなる者

六 平成二十年十一月二十八日から引き続き二級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関の課程に存学する者で、同日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ定める年数以上の建築実務の経験年数を有することとなる者

七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第四条第四項第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、令和二年三月一日から施行する。

○宮城県告示第百四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第二号の規定に基づき、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 次の表の学校種別の欄に掲げる学校において、同表の指定科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学校種別	指定科目	経験年数
防衛省設置法（昭和十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第七百五十三号（以下「第七百五十三号告示」という。）の第一号又は第二号に規定する科目	零年
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校又は中等教育学校	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十三号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。	一年

（注）指定科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発短期大学校にあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次の表の学校種別の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の指定科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校種別	修業年限	指定科目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十八号）による高等学校	一年	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目	零年

（十六号）による中等学校

学校種別	修業年限	指定科目	経験年数
学校教育法による中等学校又は義務教育学校	二年	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十三号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。	一年
学校教育法による専修学校	二年	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十三号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。	二年

（注）指定科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和三十二年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校種別の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の指定科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校種別	修業年限	指定科目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	一年	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目	零年
学校教育法による専修学校又は義務教育学校	二年	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十三号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。	一年
学校教育法による専修学校	三年	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目	零年
学校教育法による専修学校	一年	第七百五十三号告示の第一号又は第二号に規定する科目。ただし、第七百五十三号告示第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。	二年

（注）指定科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築設備士

五 平成二十年十一月二十八日前に二級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関の課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業した者

六 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和二年三月一日から施行する。
(平成二十年宮城県告示第九百八十四号の廃止)
- 2 平成二十年宮城県告示第九百八十四号は廃止する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 液体クロマトグラフ四重極飛行時間型質量分析計賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和二年六月一日から令和九年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目七番二号(宮城県保健環境センター)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五）へ令和二年三月十三日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課食品安全班（担当 天野 隆之 電話 〇二二-二二-二六四四）

3 書面による入札説明書及び仕様書の交付期限 令和二年三月二十四日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和二年三月十九日（木）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年三月十六日（月）午前九時から令和二年三月二十五日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年三月十六日（月）午前九時から令和二年三月二十五日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年三月三十一日（火）午前九時から令和二年四月八日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年四月八日（水）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和二年四月九日（木）午前十時 宮城県行政庁舎十一階 第二会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基

づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札契約書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Leasing of Quadrupole Time-of-Flight Liquid Chromatograph Mass Spectrometer (1 set)
- 2 Period of Implementation : From June 1, 2020 to March 31, 2027
- 3 Place of Implementation : LC-MS/MS Room (S-302), 3rd floor of Main Building, Miyagi Prefecture Health and Environment Center
4-7-2 Saitwaicho, Miyaginoku, Sendai, Miyagi 980-0836 Japan
- 4 Deadline and Place for Bid Submission : Food Safety Section, Food and Life Safety Promotion Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government
April 8, 2020 (Wed), 5 : 00 pm.
- 5 Time and Place of Bid Selection : April 9, 2020 (Thu), 10 : 00 a.m. Second Conference Room, 11th floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 6 Contact Information : AMANO Takayuki, Food Safety Section, Food and Life Safety Promotion Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government
3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
TEL.: 022-211-2644